

令和 7 年度 事業計画書

日本経済は回復基調に向かうと予測されるものの、物価高に伴う消費の抑制や金融政策の正常化及び国際経済への影響など課題を抱えている。特に、製造業や IT 業界での賃上げが顕著となる中、サービス業や小売業では賃上げが限定的になる可能性もあるが、個人消費の増加による購買力の向上が期待される。

オートレース業界では、中期基本方針で定めた取組を着実に推進しており、新たにキャッシュレス発売所として「オートレース石鳥谷」が開設し、全国で場外車券売場が合わせて 36 カ所を展開している。

そのような中、川口オートレース場で 1 日 2 開催 20 レース制「川口ダブルヘッダー」の試行開催、川口所属選手チーム対抗戦による「オートレースクラシック川口」、各場での予選を勝ち抜いた女子選手 8 名による「スーパースターガールズ王座決定戦」、浜松オートレース場で「浜松・伊勢崎対抗戦」、伊勢崎オートレース場で「A 級選手権」を開催することにより、売上は上昇傾向にあるものの依然として収支は厳しい状況が続いている。

本財団は小型自動車競走法に基づき指定された競走実施法人として、事業運営の健全化を図りつつ、小型自動車競走の公正安全かつ円滑な実施、審判、選手管理、番組編成及び検査等の業務について効果的、効率的に実施するとともに、将来において持続可能な事業運営を行っていくため、組織体制のあり方についても引き続き検討し、競走実施法人としての使命と責任を果たす。

また、一般財団法人西日本小型自動車競走会と相互に職員を派遣し、職員の資質及び技術の向上を目的とした業務実務研修を引き続き実施する。

施行者や選手会等関係団体と緊密に連携し、新規ファンの獲得、既存のお客様の満足度を向上すべく、お客様のご意見等を基に各種方策を実施することにより、小型自動車競走その他モーターサイクルスポーツの普及振興を図る。

その他、小型自動車競走運営協議会、オートレース経営・成長戦略委員会で提案された事項について実施に向けた研究検討を進める。

1 競走関係事業

小型自動車競走施行者から一括受託した業務を公正安全かつ円滑に実施するとともに、お客様の要請に応えるため、競走関係業務の不断の検証・改善を行い、魅力ある小型自動車競走業務を実施する。

また、小型自動車競走振興法人が示した審判要領、番組要領、検査要領及び管理要領について、顧客満足度の向上及び小型自動車競走事業の持続的発展の観点から、施行者等各関係団体と協力し、必要に応じて改善を図る。

(1) 小型自動車競走の実施業務

令和 7 年度においては別表 1 に掲げる競走場、日数及び受託業務内容の業務を実施する。また、別表 2 に掲げる特別オートレース等を実施する。

(2) 審判に関する業務

常に冷静沈着にして節度ある態度を保持し、確固たる信念に基づき厳正に競走実施規則を適用し、正確かつ迅速に審判業務を遂行するとともに、小型自動車競走を公正安全かつ円滑に実施する。

さらに、適正な審判実務を行うため小型自動車競走振興法人が定める各要領に基づき、本部・支部ごとに審判訓練及び救護訓練を引き続き行うほか、小型自動車競走振興法人が開催する判定研修会及び担当者会議に職員を派遣し、専門知識及び技能の習得向上を図る。

その他、判定の統一を図るため、飯塚オートレース場で開催されるSGレースに審判長等を派遣するほか、一般財団法人西日本小型自動車競走会審判長等の東日本競走場への派遣を受け入れる。

(3) 番組編成に関する業務

公平無私の態度をもって、常に選手、競走車の能力及び小型自動車競走の特性を的確に把握し、公正安全な競走の実施を主眼とすることはもとより、お客様に喜ばれ車券購買意欲を高められるような番組編成を行うとともに、魅力ある企画レースを実施する。

その他、番組担当者会議等で協議し、選手のハンドの透明性を引き続き確保する。

(4) 検査に関する業務

競走の公正安全及び事故防止を図るため、競走車に係る各種確認及び検査を検査要領に基づき厳正に実施する。

(5) 選手管理に関する業務

競走の公正安全及び事故防止のため、選手の出場資格の確認、健康状態その他出場適正の検査を行うとともに、選手の保護安全を図り、選手を最善の状態で競走に出場させる。

また、不正排除のため、選手の面会及び外出の制限、管理地区への通信機器等の持ち込み禁止、入場許可を受けていない者（非参加選手を含む。）の入場制限を徹底する。

その他、選手宿舎における選手の宿泊及び食事の提供についても、保健衛生に留意するとともに、火災予防、選手の安全管理及び健康管理の強化を図る。

2 東西競走会の実務研修に関する事業

業務実務研修

一般財団法人西日本小型自動車競走会と相互に職員を派遣し、職員の資質及び技術の向上を目的として、職員の総合的な実務研修（審判、番組、検査、管理の各業務）を引き続き実施する。

3 その他の事業

(1) 選手会に対する支援

一般社団法人全日本オートレース選手会が実施するイベント、訓練等に対し支援する。

(2) 選手共済会に対する支援

一般財団法人全国小型自動車競走選手共済会の円滑な事業運営のための各種事務を支援する。

(3) 小型自動車競走振興法人との連携及び支援

小型自動車競走振興法人と連携して様々な情報交換を行い、活性化策を積極的に講ずるほか、第 39 期生の配属予定競走場での実地訓練を支援する。

(4) モーターサイクルスポーツ等に関する事業

モーターサイクルスポーツの競技者及び愛好家等が実施する事業を支援するとともに、モーターサイクルスポーツ関係団体と連携し、モーターサイクルスポーツの普及振興を図る。

(5) 諸会議

関連法規及び定款の規定に基づき理事会・評議員会を行うほか、本財団の円滑な運営、競走業務の適正な実施並びに職員の意識の共有及び資質の向上のため、支部長会議、事務担当者会議等を開催する。

(6) 人事、労務管理及び福利厚生

本財団の業務を適正に実施するため、職員及び開催従事員の健康管理に十分な配慮を行い、良好な職場環境を維持するほか、職員の適性、職場の状況等を勘案して的確な人事配置を行っていく。また、今後予定される退職者の補充及び開催日数の増加等に伴う職員定数の適正化に向けて、職員等の新規採用を行っていく。

また、職員、再雇用嘱託及び開催従事員に、諸規定の遵守及び禁止行為等について研修会等を実施し、コンプライアンスの強化を図る。

(7) 施行者等への支援協力

円滑な小型自動車競走の事業運営のため、施行者及び小型自動車競走事業包括的民間委託業者への支援協力を行う。

(8) 持続可能な事業運営等の検討

小型自動車競走実施法人として、将来において持続可能な事業運営を行っていくため、職員の資質及び技術の向上のための研修を行うとともに、開催日数の増加等に伴う職員の適正人員の確保、交流体制の見直し及びそれに伴う組織体制のあり方について引き続き検討する。

別表 1 (施行者からの受託業務)

競走場	施行者名	開催予定日数	競技等関係	業務内容
川 口	川口市	100 日 (ナイト開催 29 日 を含む。)	通常開催	一括受託
		52 日	ナイトレース開催	一括受託
浜 松	浜松市	85 日	通常開催	一括受託
		27 日	アーリーレース開催	一括受託
伊勢崎	伊勢崎市	90 日 (ナイト開催 59 日 を含む。)	通常開催	一括受託
		48 日	アフター5 ナイター開催	一括受託

別表 2 (特別オートレース等の実施)

特別オートレース等の名称	開 催 競走場	開 催 日
SG 第 44 回オールスターオートレース	川 口	2025 年 4 月 24 日～29 日
SG 第 29 回オートレースグランプリ	伊勢崎	2025 年 8 月 10 日～15 日
スーパースターフェスタ 2025 (SG 第 40 回スーパースター王座決定戦)	川 口	2025 年 12 月 27 日～31 日
SG 第 39 回全日本選抜オートレース	浜 松	2026 年 2 月 18 日～23 日
特別 G I 共同通信社杯プレミアムカップ	浜 松	2026 年 3 月 18 日～22 日